

東京都市計画特定防災街区整備地区の決定（目黒区決定）

都市計画特定防災街区整備地区を次のように決定する。

平成25年12月27日決定

種 類	位 置	面 積	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度	建築物の高さの最低限度	備 考
特定防災街区整備地区 (目黒本町五丁目24番地区)	目黒区目黒本町五丁目24番の一部	約0.1ha	100 m ²	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面から、道路境界線(都市計画道路との境界線を除く)までの距離は0.5mとする。	-	-	目黒本町五丁目24番地区防災街区整備事業施行区域

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由 : 特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を決定する。